

令和6年陸別町議会第1回臨時会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和6年1月24日 午前10時00分			議長	久保広幸
	閉会	令和6年1月24日 午前10時20分			議長	久保広幸
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	出席 7人	1	濱田正志	○	8	久保広幸
	欠席 0人	2	三輪隼平	○		
	凡例	3	渡辺三義	○		
	○ 出席を示す	4	工藤哲男	○		
	▲ 欠席を示す	5	中村佳代子	○		
	× 不応招を示す	6	谷 郁 司	○		
	▲ (公) 公務欠席を示す					
会議録署名議員	渡辺三義		工藤哲男			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 瀧口和雄			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	本田 学				
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	今村保広		総務課長	丹崎秀幸	
	町民課長	遠藤克博		総務課主幹	請川義浩	
教育委員長の委任を 受けて出席した者の 職氏名						
農業委員会会長の 委任を受けて出席し た者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第1号	陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例
4	議案第2号	令和5年度陸別町一般会計補正予算（第9号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎能登半島地震における犠牲者への黙禱

○議長（久保広幸君） おはようございます。

本年1月1日に発生いたしました、令和6年能登半島地震により被災されました皆様方に対し、心からお見舞いを申し上げます。

また、犠牲となられました方々に対しまして哀悼の意を表し、ここで黙禱をささげたいと思います。

（黙 禱）

○議長（久保広幸君） 黙禱を終わります。御着席ください。

◎開会宣告

○議長（久保広幸君） ただいまから、令和6年陸別町議会第1回臨時会を開会します。

◎諸般の報告

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（久保広幸君） 町長から、行政報告の申出があります。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 12月6日、12月定例会以降、本日までの行政報告を申し上げます。お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。口頭で1件、報告させていただきます。

1月1日夕方発生した、令和6年能登半島地震でお亡くなりになられた方々の御冥福を慎んでお祈りするとともに、被害に遭われた多くの皆様に心よりお見舞い申し上げます。

町としては、速やかに被災地へ緊急用保存食532食を送り、支援させていただいたところであり、被災地の方々が一日も早く復興できることを願います。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（久保広幸君） これで、行政報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（久保広幸君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久保広幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番渡辺議員、4番工藤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（久保広幸君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、本日、議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

三輪委員長。

○2番（三輪隼平君）〔登壇〕 令和6年陸別町議会第1回臨時会の運営について、本日開催しました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

本臨時会に、町長から提出のありました議案は、条例の一部改正1件、補正予算1会計、以上2件であります。

よって、議案の内容を総合的に勘案の上協議した結果、本臨時会の会期につきましては、本日1日間とすることに決定いたしました。

以上のお通りでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げ、報告とします。

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のお通り、本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 議案第1号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（本田 学君） 日程第3 議案第1号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第1号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を踏まえ、新たに戸籍謄本等の広域交付等に係る手数料を定めるため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） 議案第1号について説明いたします。

陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例です。

議案説明書、資料ナンバー1-1をお開きください。

一つ目として、条例改正の背景・経過になります。

今回の改正は、戸籍法の一部を改正する法律により、本籍地のみ限定されていた戸籍謄本や除籍謄本の交付が、本籍地以外の市区町村窓口でも可能となることや、他の行政機関への手続の際に添付する戸籍謄本等の情報をデータで確認するための識別符号の発行が始まることなどによるものです。

二つ目として、条例改正の目的ですけれども、戸籍法の一部が改正されることにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正される。それにより、陸別町手数料徴収条例の一部を改正し、新たな手数料等を定めるものであります。

三番目の改正の概要ですけれども、これは議案書の2ページと併せて御覧いただきたいと思えます。

新旧対照表をつけておりませんが、左側の区分(1)から(4)及び(7)から(9)は、戸籍謄本等の広域交付に伴い、交付する戸籍謄本等の根拠法令を明確にするために、事務名を改正いたします。

2ページの中段から下のほうですけれども、区分(5)と(6)、この二つは先ほど説明した識別符号の手数を新規で追加するものとなります。

議案3ページの区分(10)以降は、区分が新規で二つ追加されたことにより、区分の数字が二つ繰り下がるなどの改正となります。

以上で、議案第1号の説明といたします。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第1号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号令和5年度陸別町一般会計補正予算(第9号)

○議長(久保広幸君) 日程第4 議案第2号令和5年度陸別町一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第2号令和5年度陸別町一般会計補正予算(第9号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,838万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億1,998万3,000円とするものであります。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(久保広幸君) 今村副町長。

○副町長(今村保広君) それでは、議案第2号を説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

それでは、事項別明細書により説明いたします。

歳出から説明しますので、議案書6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 4 目緊急支援給付金事業費でございます。詳細な内容は、資料により説明したいと思いますので、議案説明書の資料ナンバー 2-1 及び 2-2 を御覧ください。

今回の補正予算の計上は、物価高騰による負担増を踏まえての低所得世帯への給付金を支給するものであり、かつ、子育て世帯への加算を追加支給するものであります。

資料 2-1 の下段、(参考)の欄を御覧いただきたいと思います。

①から③までございますが、①につきましては、12 月定例会で議決いただきました非課税世帯の 1 世帯 7 万円の給付金でございます。現在、実施中でありまして。なお、非課税世帯の給付金については、6 月定例会で議決いただきました 1 世帯 3 万円と合わせて 1 世帯 10 万円の給付金となります。

今回の補正計上額は②でございます。新たに住民税均等割のみの課税世帯に対して、1 世帯 10 万円を給付するものでございます。

また、③として先ほど説明しました①及び②に係る非課税世帯及び住民税均等割のみの課税世帯に属する 18 歳以下の子供、これに一人あたり 5 万円を給付するものです。

以上は、令和 5 年の課税によるものでございます。

続きまして、資料 2-2 を御覧いただきたいと思います。

こちらも下段の(参考)欄で説明したいと思います。

まず④として記入してございますが、令和 6 年度の住民税課税において新たに低所得世帯となる世帯、この世帯に一律 10 万円を給付いたします。

⑤として、定額減税対応給付でございますので、いわゆる減税しきれない者への給付金となります。④及び⑤、あと③の一部の事業については、令和 6 年度課税の情報に基づくため、事業完了は令和 6 年度になります。このため全体事業費、2-2 の中段に書いてございます 854 万 4,000 円、合計額でございます。ここから令和 5 年度内に完了見込みのシステム改修費 179 万 3,000 円、これを除いた 675 万 1,000 円が、翌年度への繰越明許とさせていただきます。

資料 2-1 にお戻りください。

給付金の合計 950 万円。事務費として時間外勤務手当 10 万円、消耗品 4,000 円、印刷製本費 8,000 円、通信運搬費 2 万 3,000 円、手数料 6 万円、使用料 1 万 5,000 円、システム改修費 13 万 2,000 円。給付金と事務費の合計が 984 万 2,000 円となります。

続いて、使用料 2-2 にお戻りいただきたいと思います。

給付金の合計 658 万円。事務費でございますが、消耗品 2 万 5,000 円、印刷製本費 1 万円、通信運搬費 2 万 8,000 円、手数料 8 万 3,000 円、使用料 2 万 5,000 円、システム改修費 179 万 3,000 円。給付金との合計が 854 万 4,000 円でございます。

この資料 2-1 及び 2-2 の合計で、1,838 万 6,000 円の事業となります。こ

れが予算書の歳出の欄に記載されております。

なお、この金額につきましては、全額国庫補助金が財源となります。

議案書 6 ページにお戻りいただきたいと思います。

歳出補正額 1,838 万 6,000 円。内訳は、先ほど説明させていただきましたので省略いたします。

続いて、議案書 5 ページ、歳入欄。

14 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目総務費補助金 1 節総務管理費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,838 万 6,000 円となります。

議案書 7 ページから 10 ページにつきましては、給与費明細書になりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、議案書 4 ページを御覧いただきたいと思います。

第 2 表繰越明許費。

2 款総務費 1 項総務管理費、事業名、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援追加給付金事業、金額 675 万 1,000 円、これにつきましては歳出で説明させていただきましたので、省略いたします。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、議案第 2 号令和 5 年度陸別町一般会計補正予算（第 9 号）の質疑を行います。

第 1 条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5 ページから 6 ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

6 番谷議員。

○6 番（谷 郁司君） 今の説明で十分分かったわけなのですが、12 月の予算を組んだときの 1 人あたり 7 万円という、今の進捗状況はどうなっていますか。全員が給付受けたのかどうかということを知りたいのです。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） ただいまの質問にお答えする前に 1 点、申し訳ありません。資料の訂正をお願いいたします。

資料ナンバー 2-2 であります。一番下段、（参考）の表の⑤番のところあります。交付対象者、左から二つ目の欄ですが、定額現在可能額、「現在」となっておりますが、「減税」の間違いでありましたので、訂正をお願いいたします。定額減税可能額となります。申し訳ありません。

それでは御質問のお答えでありますけれども、7 万円の現在の進捗状況であります。システム改修が終わりまして、対象者の抽出まで完了しております。対象世帯へ対

する申請書類等の発送が今週から来週にかけてということで、1月下旬中での発送完了予定となっております。

なお、申請書が届いてから返信をいただいて、実際の支出につきましては2月15日から始めまして、3月15日までに完了する予定となっております。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、次に、第2条、繰越明許費について質疑を行います。

4ページを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第2号令和5年度陸別町一般会計補正予算（第9号）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（久保広幸君） これで、本日の日程は、全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年陸別町議会第1回臨時会を閉会します。

閉会 午前10時20分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員